

令和8年4月17日

保護者様

竜王町教育委員会

竜王町校長会

子どもの健全育成に係る学校と関係機関との連携について（周知）

日頃は、本町の教育行政ならびに学校の教育活動に、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、児童生徒の非行問題や児童虐待については、重大かつ喫緊の課題であり、本町においても下記の通り対応しているところです。

つきましては、学校と関係機関との連携の趣旨をご理解くださるとともに、子どもたちの健やかな成長にご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 学校と警察の「相互連絡制度」について

児童生徒の非行防止、健全育成を目的として、問題行動の重大性や生徒の状況等を総合的に判断し、学校と警察が連携して継続的な指導が必要と認める以下のような事案と考えられる場合に、連絡制度を用いて情報提供や相談等により連携を図っています。

- (1) 児童生徒の非行に係る事案
- (2) 児童生徒の犯罪被害を未然に防止し、その安全を確保すべき事案
- (3) 逮捕または子ども家庭相談センター（児童相談所）に通告した事案
- (4) インターネットを利用した児童生徒に係る誹謗中傷、いじめ等の事案
- (5) その他園児児童生徒に係る事案で、警察署との連携が必要と認められるもの

2 児童虐待の通告について

虐待は、子どもの心身の成長や人格の形成に重大な影響を与える人権（子どもの権利）侵害です。「児童虐待の防止等に関する法律」では、学校園は、児童虐待の早期発見をしやすい立場にあることから、虐待を受けたと思われる園児児童生徒を認知・発見した場合は、速やかに町や子ども家庭相談センター（児童相談所）に通告することが義務づけられています。このことから、学校園等でお子様に傷や痣など虐待が疑われる様子が確認された場合は、関係機関に対して報告を行います。